

令和8年 北秋田市農業委員会 第2回総会

1. 開催日時 令和8年2月16日(月) 午後2時15分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁3階 大会議室

3. 出席委員(31名)

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
6番 中林 めぐみ	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一
13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸
16番 寺田 一徳	17番 武田 響一	19番 佐藤 茂延
20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	31番 野呂 義久	32番 若松 一幸
33番 佐藤 整	34番 金 俊英	36番 佐藤 篤史
37番 長岐 一志		

4. 欠席委員(5名)

4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	7番 長崎 成人
18番 武石 修一	30番 土濃塚 謙一郎	

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第1	報告第3号	会務報告
第2	報告第4号	専決処分の報告
第3	報告第5号	農業者等との意見交換会について
第4	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について
第6	議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

36番 佐藤篤史 1番 櫻井 豊

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和8年 北秋田市農業委員会 第2回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>4番 鈴木豊 委員、5番 佐藤邦久 委員、7番 長崎成人 委員、18番 武石修一 委員、30番 土濃塚謙一郎 委員の5名となっております。委員総数36名中31名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは会長よりごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>会長あいさつ（ 省略 ）</p>
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>議席番号36番 佐藤篤史 委員、1番 櫻井豊 委員をお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第1号「会務報告」を事務局より願います。</p>
事務局	<p>事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書の2ページをお開きください。</p> <p>報告第3号 令和8年1月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。</p>

1月7日、第1回総会に係る調査を市役所第2庁舎第1会議室にて委員4名、事務局3名の出席により開催しました。

15日、第1回定例総会を市役所本庁大会議室において委員34名の出席より開催しました。また総会に引き続き農業者との意見交換会を開催しました。

19日、秋田県農業会議女性協議会第3回役員会が秋田市・ホテルメトロポリタン秋田にて、また21日から22日にかけて、令和8年度女性農業委員登用促進研修会が東京都・主婦会館プラザエフにて開催され、それぞれ金田委員が出席しました。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第4号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第4号「令和8年1月分 専決処分の報告」です。

表の1月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が16件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が15件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が10件、合計41件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下6ページの申請番号16番までの計44筆、82,990㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、11ページの申請番号15番まで、合計120筆、面積185,399㎡です。

つぎに(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、13ページの申請番号10番まで、合計35筆、面積45,653㎡です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 報告第4号について事務局より説明がなされました。それでは本件に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

19番 19番の佐藤茂延です。

(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてですが、毎月毎月上がってくるものに対しては反対ではないし良いのですが、地域計画との整合性はとれているものですか。市の農林課でやっている地域計画には我々も話し合いに参加しましたが、そういう計画に則っての仕組みになっているものでしょうか。

事務局 事務局の疋田です。

地域計画と実際作った計画とどれくらい連動しているかというお尋ねかと思われませんが、実質この田んぼを作りたいですということで合意して来てくださった方については、計画の中の個別の農地の形とは違って全体を担う方であるということが前提の条件としてこちらの申請となっているということと、実際いなくてという話となると、もともと近くを集積・集約する方に優先的にお声かけさせていただくように進めております。ただし実際にその方が耕作できる余力がどれくらいあるかによってスムーズに進まないこともあるかもしれませんが、なるべく作った計画を尊重するような形で進めているところだと伺っております。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、次に進みます。

次に、報告第5号「農業者等との意見交換会について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをお開きください。

報告第5号「農業者等との意見交換会について」でございますが、表題の農業者等の「等」が抜けておりましたので追記をお願いいたします。大

変申し訳ございませんでした。

「1 実施状況」ですが、開催日は去る1月15日、場所は市役所本庁舎大会議室におきまして、認定農業者、秋田県、JA、土地改良区等の各関係機関の方々あわせて42名の出席のもとに、「担い手・経営対策」をテーマとして開催しました。

はじめに県担当者様より、県で実施している経営継承、新規就農支援に関する施策の取り組み状況等について情報提供していただいた後に全体の意見交換に移りました。意見交換の内容については、「項目の2」で14ページから16ページにかけて記載のとおりでございますが、出席された農業法人、農業委員それぞれの立場から日頃の営農活動を行う上での困りごとやそれへの対応策などについての発言や、関係機関からの助言があり活発な意見交換と情報共有がなされました。

なお、今般開催した結果につきましては、秋田県農業会議にも報告済みであり、今後令和8年度に実施される県選出国會議員要請集会や秋田県農業委員会大会における政策提言事項に反映されていく運びとなっております。

報告は以上です。

議 長 報告第5号について事務局の説明が終わりました。それでは本件に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。
次に議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書17ページをお開きください。
議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年2月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号2番までが所有権移転、申請番号3番から6番までの4件が利用権設定、申請番号7番が使用賃借権の設定で、合計31筆、面積

68,397 m²です。なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については20ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたが、議案第7号に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号31番 野呂義久 委員よりお願いいたします。

31番

31番の野呂です。

番号1番から4番の所有権移転について報告させていただきます。

調査日は2月6日、調査員は32番の若松委員、33番の佐藤整委員、36番の佐藤篤史職務代理と私、事務局から成田事務局長、疋田主査の計6名で、会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番と2番は関連がありますので、まとめて報告します。資料の23ページから26ページになります。木戸石字堤ノ上のほか4筆の申請地は木戸石集落の周辺にある農地で、整備されていない小規模なまとまりの中の農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号3番から5番は関連がありますので、まとめて報告します。資料の27ページから30ページになります。鷹巣字新盛綱のほか、9筆の申請地は北秋田地域振興局から西側の内陸線の線路、綴子川、米代川に囲まれた整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号6番は資料の31ページから32ページになります。七日市字前田の申請地は、国道105号線沿いにあるコンビニエンスストアから、道路を挟んで向かいの整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号7番は資料の33ページから36ページになります。栄字重三郎谷地のほか、12筆の申請地は、摩当集落の周辺にある整備された農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長

野呂 委員、ありがとうございました。

議案第7号について、事務局と現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、本議案に対する質疑に入りますが、先に申請番号1番、2番および7番の3件から審議いたします。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第7号中、申請番号1番、2番および7番の3件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第7号中、申請番号3番から5番までの3件について審議いたしますが、この件については、議席番号27番 佐藤政信 委員との関連があるため退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：27番 佐藤政信 委員)

議 長

会議を再開いたします。

それでは、議案第7号中、申請番号3番から5番までの3件に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第7号中、申請番号3番から5番までの3件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

(着席：27番 佐藤政信 委員)

議 長 会議を再開いたします。
つづいて、議案第7号中、申請番号6番について審議いたしますが、
この件については、議席番号10番 長岐正 委員との関連があるため退
席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：10番 長岐正 委員)

議 長 会議を再開いたします。
それでは、議案第7号中、申請番号6番に対する質疑に入ります。何
かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第7号中、申請番号6番について、原案通り決することにご異議ご
ざいませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

(着席：10番 長岐正 委員)

議 長 会議を再開いたします。
次に、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議
題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 37 ページをお開きください。
議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和 8 年 2 月 16 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号 1 番を朗読)
案件は以上の 1 件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号 32 番 若松一幸委員からお願いいたします。

32 番 32 番の若松です。
申請番号の 1 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。
申請番号 1 番は資料の 39 ページから 43 ページになります。
坊沢字横道街道下の申請地は、鷹巣陸上競技場から坊沢へ向かう途中の道路の十字路のところにある農地で、立会人は申請者の代理である土地家屋調査士事務所職員でした。衛星写真と事務局が用意した雪がない時期の現地の写真で確認、立会人から聞き取りし、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 若松 委員、ありがとうございます。
議案第 8 号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。議案第 8 号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 8 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 4 4 ページをお開きください。
議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（所有権移転）」
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。
令和 8 年 2 月 1 6 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
（申請番号 1 番を朗読）
以下 4 6 ページの、申請番号 6 番まで、合計 23 筆、面積 41,964 m²です。よろしくご審議の程お願いいたします。
- 議 長 議案第 9 号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）
- 議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 9 号について原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）
- 議 長 異議なしと認め決定いたします。
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 8 年第 2 回定例総会を閉会します。